

疾病死亡保険金支払特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の各号のいずれかに該当した場合は、この特約条項および特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

- (1) 保険期間中で、かつ、旅行行程中（以下「責任期間」といいます。）に死亡した場合
- (2) 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、

イ．責任期間中に発病した疾病

ロ．責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。

- (3) 責任期間中に感染した別表に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

第10条（死亡保険金受取人の指定または変更）第1項から第3項までの規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第10条（死亡保険金受取人の指定または変更）第5項の死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当会社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第1項第2号の発病の認定は、医師の診断によります。以下同様とします。

第1項の規定にかかわらず、当会社は、次の各号に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が被った傷害に起因する疾病
- (2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- (3) 歯科疾病

第2条（保険事故）

この特約条項における保険事故は、被保険者の疾病死亡をいいます。

第3条（保険金の削減）

当会社は、被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、保

険契約者があらかじめ当会社所定の割増保険料（以下この条において「割増保険料」といいます。）を支払っていないときは、次の割合により疾病死亡保険金を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて山岳登山を行う場合に
保険契約者が支払うべき割増保険料

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者（疾病死亡保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者に対する刑の執行
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (8) 第6号以外の放射線照射または放射能汚染

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

疾病死亡保険金支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病の程度が加重され、第1条（当会社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、疾病の程度が加重され、第1条（当会社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したときも、前項と同様の方法で支払います。

第6条（事故の通知）

被保険者が疾病によって死亡したときは、保険契約者、被保険者または疾病死亡保険金を

受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)は、疾病によって死亡した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。第8条(当社の指定医による死体の検案の要求)第1項において同様とします。)を求めたときは、これに応じなければなりません。

保険契約者、被保険者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、疾病死亡保険金を支払いません。

第7条(保険金の請求書類)

この特約条項にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類とします。

- (1) 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書
- (2) 死亡診断書または死体検案書
- (3) 被保険者の戸籍謄本
- (4) 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人の指定のないとき)
- (5) 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことを証明する医師の診断書(第1条(当社の支払責任)第1項第2号に該当した場合)
- (6) 疾病死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合)

第8条(当社の指定医による死体の検案の要求)

当社は、第6条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通約款第17条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合、必要と認めるときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師による死体の検案を行うことを求めることができます。

前項の規定による当社の申出について、正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、疾病死亡保険金を支払いません。

第9条(代位)

当社が疾病死亡保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第 10 条（死亡保険金受取人の指定または変更）

保険契約締結の際、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を指定することができます。

第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項の規定により疾病死亡保険金が支払われる場合において、前項の規定による死亡保険金受取人の指定がないときは、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

保険契約締結の後において、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を新たに指定または変更することができます。

前項の規定による死亡保険金受取人の指定または変更を行う場合には、保険契約者は、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項の規定により疾病死亡保険金が支払われる場合において、死亡保険金受取人がすでに死亡しており、かつ、第 3 項の規定による新たな死亡保険金受取人が指定されていなかったときは、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、順次の法定相続人とします。）で生存している者を死亡保険金受取人とします。

第 11 条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱）

この保険契約について、死亡保険金受取人が 2 名以上であるときは、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第 12 条（普通約款の適用除外）

この特約条項については、普通約款第 3 条（責任の始期および終期）第 5 項第 2 号の規定は適用しません。

第 13 条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。

別表（第1条第1項第3号関係）

第1条（当会社の支払責任）第1項第3号の感染症とは、次のものをいいます。

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫^{がっこうちゅう}、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症